

平成14年8月23日
警 察 庁

中心市街地再活性化に対する取組みについて

中心市街地を訪れる歩行者や自転車利用者などが安心、安全に通行したり、中心市街地へスムーズにアクセスできるなど、都市生活の安全性とアメニティの向上を図るため、次の施策に重点を置いて取り組むこととしている。

1 「あんしん歩行エリア」の整備等による都市生活の安全性の向上

- 「あんしん歩行エリア」の整備
 - ・ 死傷事故発生割合が高い地区約1000箇所を指定の上、道路管理者と連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。特に、交通規制と交通管制の融合に配慮。
 - ・ エリア内のLED式信号機、高輝度な道路標識等の整備については、国の財政支援を行い、重点的に推進。
→ エリア内の死傷事故を約2割抑止、うち歩行者・自転車事故は約3割抑止
- 事故危険箇所対策の推進
死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路約4000箇所を選定の上、道路管理者と連携して集中的に交通安全施設を整備。
→ 対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止

2 道路交通のIT化・バリアフリー化による都市生活のアメニティの向上

- 新交通管理システム（UTMS）の推進
 - ・ 光ビーコンの整備拡充と交通管制センターの高度化。
 - ・ 道路交通情報提供の高度化。
- 道路交通のバリアフリー化の推進
交通バリアフリー法の特定期路を構成する道路におけるバリアフリー対応型信号機の整備等を推進。
→ バリアフリー化率 平成14年度約4割 → 平成19年度約8割
- ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
道路管理者とともに大都市で違法駐車著しい路線を指定の上、重点的な施設整備と対策を推進。

【参考】

中心市街地再活性化に関連する平成15年度予算概算要求額

- 特定交通安全施設等の整備

18,940百万円の内数